ハ　請求者が令第二十六条第二項第三号に該当する者であるときは、請求者が給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類 四　障害給付金（令第二十六条第六項に規定する障害給付金をいう。以下同じ。）の裁定の請求にあつては、障害の状態の程度に関する医師若しくは歯科医師の診断書又は障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第二十六条の三第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類 五　その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類	ロ　給付対象者の死亡を証する書類 ハ　請求者が令第二十六条第二項第三号に該当する者であるときは、請求者が給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類 三　障害給付金（令第二十六条第六項に規定する障害給付金をいう。以下同じ。）の裁定の請求にあつては、障害の状態の程度に関する医師若しくは歯科医師の診断書又は障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第二十六条の三第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類） 四　その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類 3　第一項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法の

ハ　請求者が令第二十六条第二項第三号に該当する者であるときは、請求者が給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類 四　障害給付金（令第二十六条第六項に規定する障害給付金をいう。以下同じ。）の裁定の請求にあつては、障害の状態の程度に関する医師若しくは歯科医師の診断書又は障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第二十六条の三第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類 五　その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類	ロ　給付対象者の死亡を証する書類 ハ　請求者が令第二十六条第二項第三号に該当する者であるときは、請求者が給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類 三　障害給付金（令第二十六条第六項に規定する障害給付金をいう。以下同じ。）の裁定の請求にあつては、障害の状態の程度に関する医師若しくは歯科医師の診断書又は障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第二十六条の三第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類） 四　その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類 3　第一項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法の